

あったかいね

介護保険



始良市

令和6年度 改正のポイント

令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました
- 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも、介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました
介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスや通所型サービスのみ利用の場合は、引き続き地域包括支援センターに依頼します。
- 介護報酬が改定されました（一部のサービスについては6月から）
それにともない、サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額も変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションについては、6月から改定されます。
- 福祉用具貸与の対象用具のうち一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました
対象となる福祉用具は、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）と多点杖です。

令和6年8月から

- 介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります



介護保険のしくみ

- みんなで支えあう制度です 3
- 介護保険に加入する人 4
- 保険証と介護保険負担割合証 5

介護保険料

- 保険料は大切な財源です 6

サービスの利用のしかた

- サービスを利用するまでの手順 10

利用者の負担

- 費用の一部を負担します 22

サービスの種類

- 利用できるサービス 26

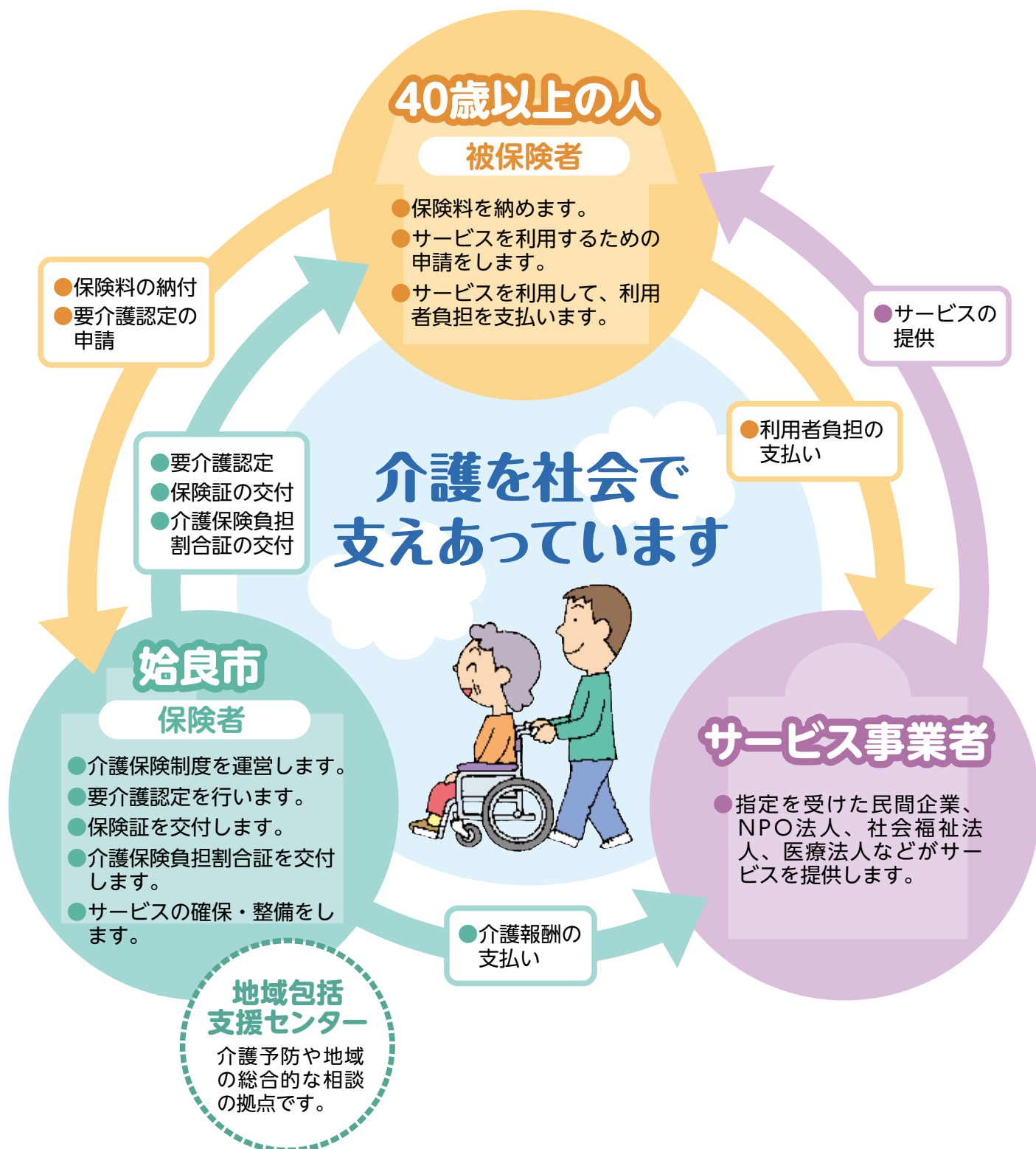
介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護が必要とならないために 34



みんなで支えあう制度です

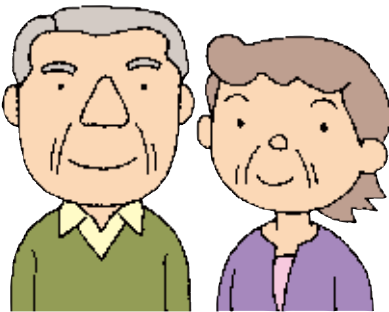
介護保険制度は、40歳以上の人が入会者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要になったときには費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。始良市が保険者となって運営しています。



介護保険に加入する人

40歳以上の人は、介護保険の加入者（被保険者）です。年齢によって2種類に分かれ、サービスを利用できる条件も異なります。

65歳以上の人は 第1号被保険者



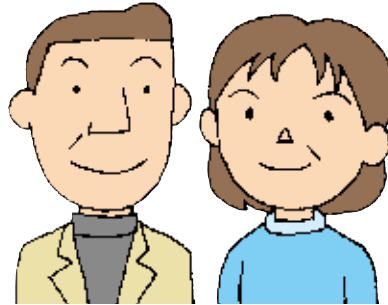
サービスを利用できるのは

**介護や支援が必要であると
認定された人**

どんな病気やけががもとで介護が必要になったかは問われません。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、始良市へ届出が必要です。示談前に始良市の担当窓口へ連絡してください。

40～64歳の方は 第2号被保険者



サービスを利用できるのは

**特定疾病により介護や支援が
必要であると認定された人**

特定疾病以外、例えば交通事故などが原因で介護が必要となった場合は、対象になりません。

特定疾病

加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を起こす病気で、16疾病が指定されています。

●がん

（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

●関節リウマチ

●筋萎縮性側索硬化症

●後縦靱帯骨化症

●骨折を伴う骨粗しょう症

●初老期における認知症

●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底

●核変性症及びパーキンソン病

●脊髄小脳変性症

●脊柱管狭窄症

●早老症

●多系統萎縮症

●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症

●及び糖尿病性網膜症

●脳血管疾患

●閉塞性動脈硬化症

●慢性閉塞性肺疾患

●両側の膝関節又は

股関節に著しい変形を
伴う変形性関節症

保険証と介護保険負担割合証

介護保険の保険証

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

医療保険の保険証とは別に、一人に1枚、保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40～64歳の方は、介護保険の認定を受けた場合などに交付されます。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

こんなときに
必要です

- ★要介護認定の申請や更新をするとき
- ★ケアプランの作成を依頼するとき
- ★サービスを利用するとき など

介護保険負担割合証

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

介護保険で認定を受けた人などに、一人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合が記載されています。

- 認定を受けた人や総合事業を利用する人に、毎年交付されます。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

利用者負担の割合（1割、2割、3割のいずれか）が記載されています

こんなときに
必要です

- ★サービスを利用するとき など



サービスを利用するつもりがないので介護保険に加入しなくてもいいですか。

こたえ

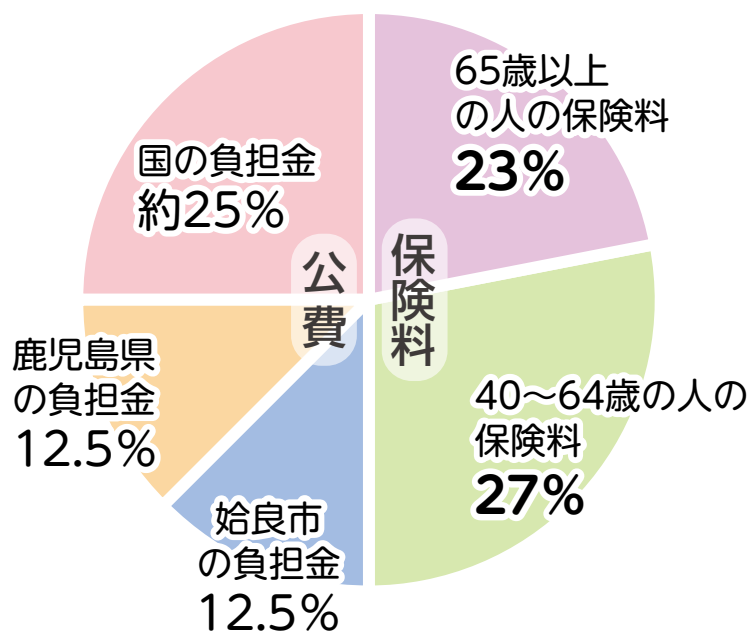
介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支えあう社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が加入しなければなりません。外国籍の方も短期滞在などを除き、介護保険の加入者となります。



保険料は大切な財源です

介護保険は、公費（国や都道府県、市区町村の負担金）と40歳以上のみなさんが納める保険料を財源に運営しています。サービスを十分に整えることができるように、そして介護が必要となったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

■令和6～8年度の財源割合（居宅給付費の場合。利用者負担は除く）



保険料を滞納しているとどうなるのですか。

こたえ

保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

●1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。

●1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。

●2年以上滞納すると

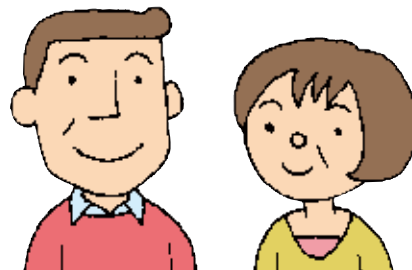
サービスを利用するときの利用者負担の割合が3割※に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

※利用者負担の割合が3割の人は、4割に引き上げられます。

40～64歳の人の保険料

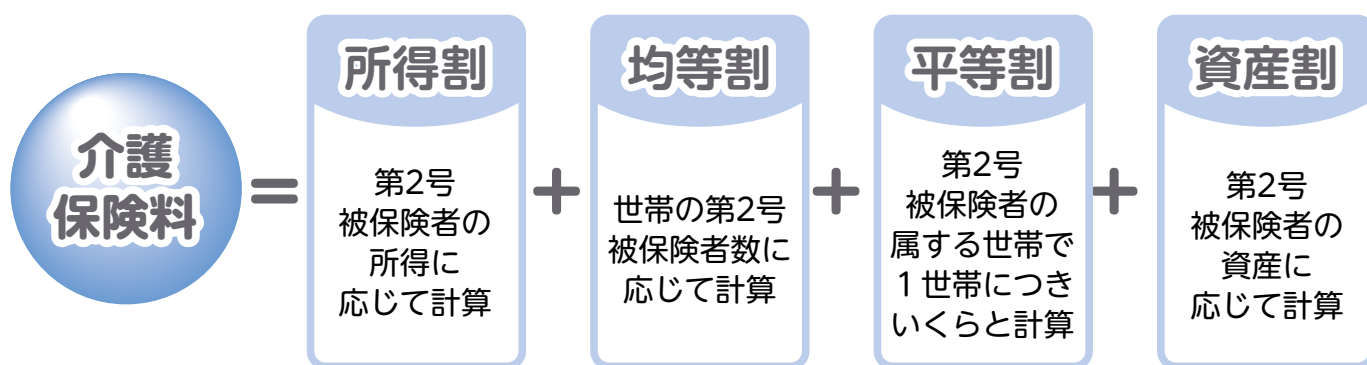
40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。

国民健康保険に加入している人



決め方

保険料（介護分）は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。

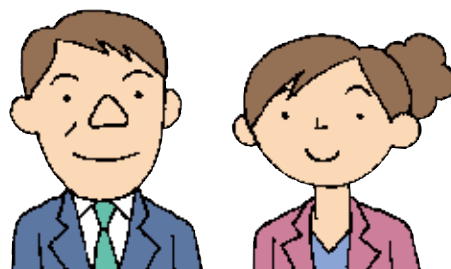


※保険料と同額の国庫からの負担があります。

納め方

医療分と後期高齢者支援金分、介護分をあわせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人



決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



※原則として事業主が半分を負担します。

納め方

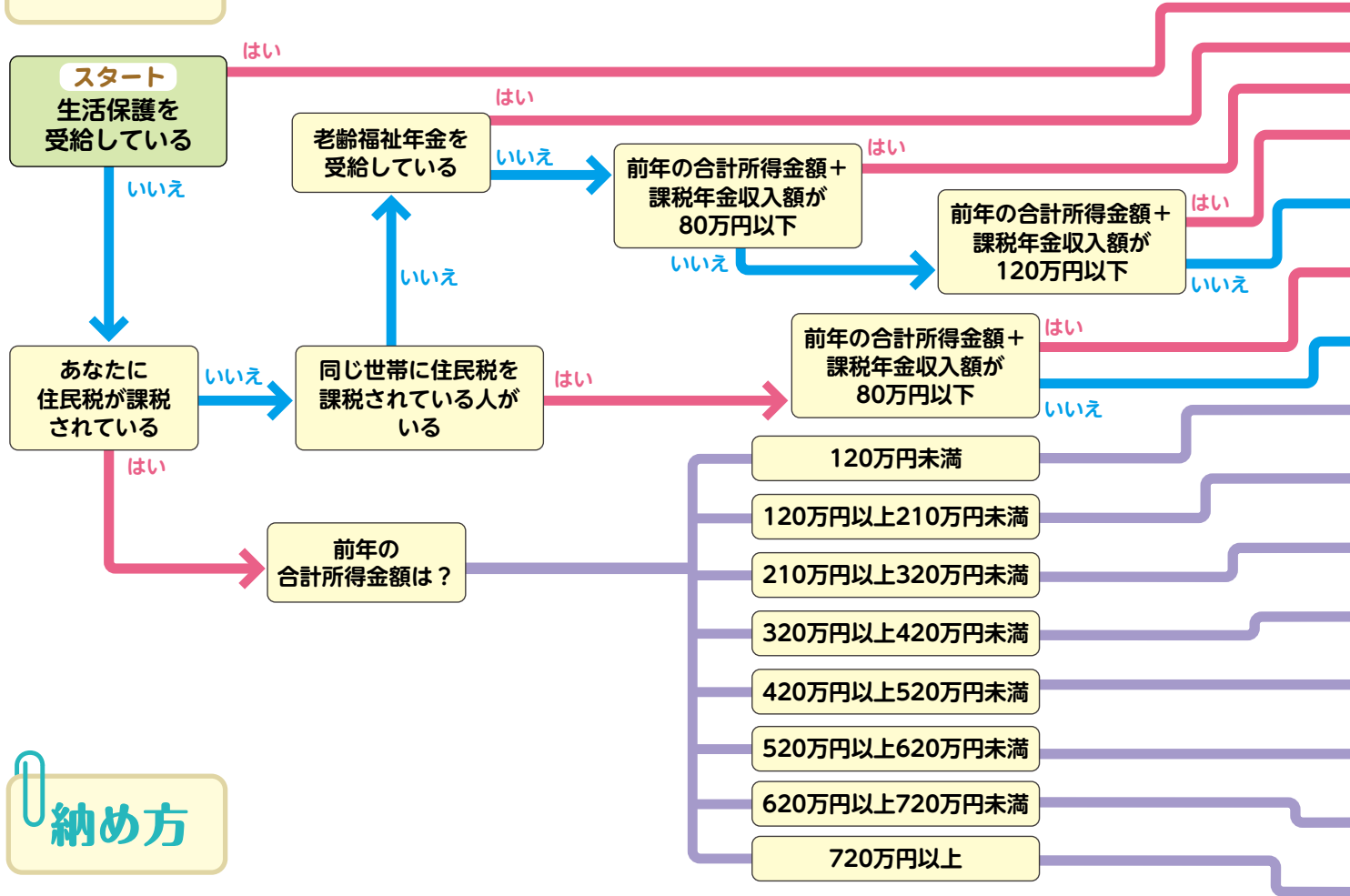
医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。

※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上)の人の保険料

決め方

保険料は基準額をもとに、所得や課税状況に応じて決められます。



納め方

原則として年金から納めます。年金額によって納め方は2種類に分かれています。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった日（65歳の誕生日の前日）のある月の分からです。

10月1日生まれ

9月分から

10月2日生まれ

10月分から

年金が年額18万円以上の人 → 特別徴収

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

- 前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。保険料の算定の基礎となる前年の所得などが確定するまでの4・6・8月は、前年度2月分の保険料額と同じ額を納めます（仮徴収）。前年の所得が確定し、保険料が決定したら、年額保険料から仮徴収分を差し引いた残額を10・12・2月の3回に分けて納めます（本徴収）。

前年度			本年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収			仮徴収			本徴収		

原則として前年度2月分の
保険料額を納めます。

前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

■年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書で納めることがあります。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年金が一時差し止めになったとき

基準額
(年額)

=

$$\frac{\text{始良市で介護保険給付にかかる費用 (利用者負担分を除く)} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)}}{\text{始良市の65歳以上の人数}}$$



● 令和6年度から令和8年度の介護保険料

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	- 生活保護を受けている人 - 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金※¹を受けている人または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.285	19,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額※²+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.485	32,900円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額 ×0.685	46,500円
第4段階	本人は住民税非課税であるが、世帯内に住民税課税者があり、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.9	61,100円
第5段階	本人は住民税非課税であるが、世帯内に住民税課税者があり、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額	67,800円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	81,400円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	88,200円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	101,700円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	115,300円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	128,900円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	142,400円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	156,000円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.4	162,800円

※1 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、調整控除前の給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

年金が年額18万円未満の人 → 普通徴収

始良市から送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

口座振替

が便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳の届け出印

これらを持って始良市指定の金融機関で手続きをしてください。





サービスを利用するまでの手順

地域包括支援センター
または
始良市の担当窓口
に相談します

(本人または家族等が
窓口で手続きをします)

P12



介護サービスや
介護予防サービスを利用したい

介護予防・生活支援
サービス事業を利用したい

基本チェックリスト
を受けます

生活機能の低下がみられた場合、介護予防生活支援サービス事業を利用できます。

※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後や、介護予防・生活支援サービス事業を利用した後でも、要介護認定は申請できます。

※一般介護予防事業のみ利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

P12



更新

引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間満了前に更新または変更の申請をしてください。

●介護の必要の程度に変化がない場合

➡更新の申請をします

●介護の必要の程度に変化があった場合

➡認定の変更を申請します

P17

申請

サービスの利用を希望する場合は、始良市の窓口申請しましょう。

くわしくは
P13



サービスの利用

ケアプラン・介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



P26

介護予防・日常生活支援総合事業は P35

サービスを利用するためには、始良市に申請して「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。サービスを利用するまでの手順は、以下のとおりです。

認定調査

心身の状況を調べるために、本人や家族などへの聞き取り調査などを行います。

全国統一の調査票を使用します。



主治医意見書



くわしくは
P14

審査・判定

●コンピュータ判定

(一次判定)

●介護認定審査会

(二次判定)



調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

くわしくは
P15

認定・通知

介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が認定されます。

要介護1

要支援1

非該当

要介護2

要支援2

要介護3

要介護4

要介護5



くわしくは
P16

原則として申請から30日以内に、始良市から認定結果が通知されます。

ケアプラン作成

どんなサービスをどのくらい利用するかというケアプラン・介護予防ケアプランを作ります。



くわしくは
P18
または
P20

更新の場合は、現在利用中のサービスの継続を居宅介護支援事業者または地域包括支援センターに相談します。

要支援1・2の人

**介護予防サービスや
介護予防・生活支援
サービス事業**を利用

P18

要介護1～5の人

介護サービスを利用

P20

非該当の人

一般介護予防事業を利用
(介護保険のサービスではありません)

P18

相談

どんなサービスを利用するか相談します

地域包括支援センターや始良市の窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

介護予防・生活支援サービス事業
を利用したい人

介護サービスや介護予防サービス
を利用したい人

基本チェックリスト

生活機能が低下していないか調べます

65歳以上で介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する人は、基本チェックリストで生活機能の低下がないかを調べます。低下がみられた場合には、介護予防・生活支援サービス事業対象者としてサービスが利用できます。

▶▶ 18ページへ

※基本チェックリストを受けた後でも、介護が必要と思われる人には、要介護認定の申請を案内します。

※40～64歳の方は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定で要支援1・2と認定される必要があります。

※要介護認定で非該当になった人も、介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合には基本チェックリストを受けます。

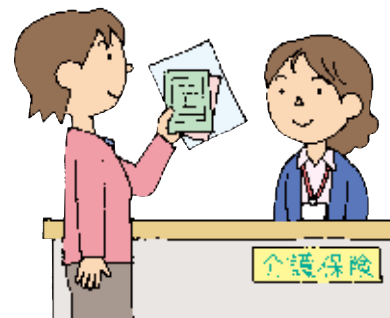


生活機能とは、どんな機能のことですか？

こたえ

人が生きていくための機能全体のことです。体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。

要介護認定の申請



申請します

介護サービスや介護予防サービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。始良市の担当窓口で手続きをしてください。

申請は、本人または家族などのほか、地域包括支援センターや介護保険施設、成年後見人などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- ★要介護・要支援認定申請書（マイナンバーの記入が必要です）
- ★介護保険の保険証
- ★医療保険の保険証



申請後、認定結果が通知されるまでの間にサービスを利用することはできますか。

こたえ

申請後、認定結果が通知されるまでの間でもサービスを利用することはできます。その場合は「暫定ケアプラン」を作成して始良市に届け出る必要があります。



家族に介護できる人がいる場合は、認定に影響するのですか。

こたえ

認定は本人の心身の状況が基準となりますので、介護する家族がいるかいないかで、要介護の区分が軽くなったり重くなったりすることはありません（特記事項などにもとづき、審査の際に加味されることもあります）。サービスを利用する際に、家族や住宅の状況に応じたサービスを選択してください。

指定居宅介護支援事業者

ケアマネジャー（くわしくはP21）を配置している事業者です。要介護認定の申請の代行※や、ケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡・調整をします。

介護予防支援の指定を受けた事業者は、介護予防ケアプランも作成できます。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

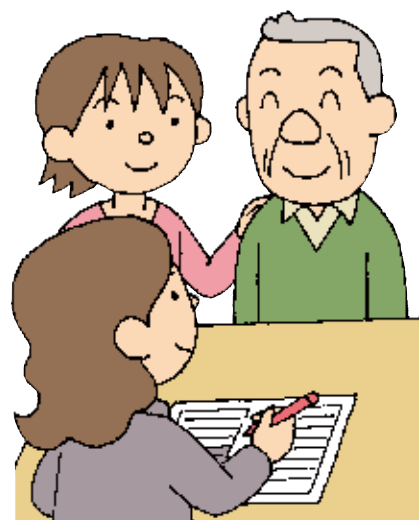


認定調査

介護が必要な状態かどうか 調査が行われます

■認定調査

始良市の職員などが自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査などを行います。



このような調査項目があります

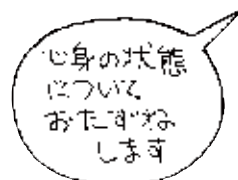
[基本調査の概要]

- 麻痺等の有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 移乗
- 移動
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- えん下
- 食事摂取
- 排尿
- 排便
- 清潔
- 衣服着脱
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 視力
- 聴力

[概況調査]

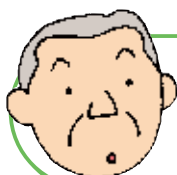
[特記事項]

- 意思の伝達
- 記憶・理解
- ひどい物忘れ
- 大声を出す
- 過去14日間に受けた医療
- 日常生活自立度
- 外出頻度



■主治医意見書

本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。意見書では、本人の生活機能を評価します。



主治医とはどんなお医者さんのことですか。

こたえ

介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など本人の心身の状況をよく理解している医師のことです。主治医がない場合は、ご相談ください。

審査・判定

どの程度介護が必要か審査・判定します

調査票の結果と主治医意見書をもとにコンピュータ判定（一次判定）され、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会が審査し、どのくらいの介護が必要かを判定（二次判定）します。

一次判定

（コンピュータ判定）

公平な判定を行うため、訪問調査の結果は、コンピュータ処理されます。



特記事項

調査票では盛り込めない事項などについて、訪問調査員が記入します。



主治医意見書

始良市の依頼により、心身の状況について主治医が意見書を作成します。



介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

要介護1～5

要支援1・2

非該当

介護認定審査会

始良・伊佐地区介護保険組合が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人程度から構成され、介護の必要性について、総合的に審査します。



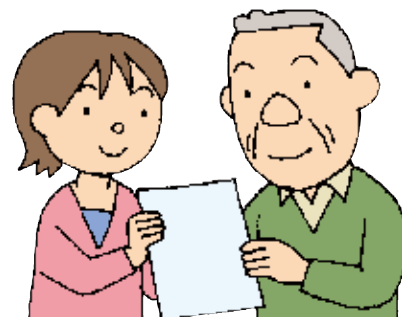
認定結果に納得できないときは
どうすればよいのですか。

こたえ

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは始良市の窓口までご相談ください。その上で納得できない場合には、鹿児島県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

認定結果の通知

審査結果にもとづいて、 認定結果が通知されます



介護が必要な「要介護1～5」、予防的な対策が必要な「要支援1・2」、要支援・要介護に該当しない「非該当」の区分に認定され、その結果が記載された認定結果通知書と保険証が届きます。

■要介護状態区分 ※状態の説明は、あくまで目安です。実際の状態と合致しない場合があります。

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護保険の対象者で、介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な方などです。

介護サービスが 利用できます

介護給付

利用までの手続きは…………… P20

利用できるサービスは…………… P26

介護予防・生活支援サービス事業も利用できる場合があります。

要支援 1

要支援 2

介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い方などです。

介護予防給付と、介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。

介護予防サービスが 利用できます

予防給付

利用までの手続きは…………… P18

利用できるサービスは…………… P26

非該当

市が行う介護予防・日常生活支援総合事業の対象者で、生活機能の低下により将来的に要支援などへ移行する危険性がある方などです。

基本チェックリスト

介護予防・生活支援 サービス事業対象者

基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人

始良市が行う介護予防・ 生活支援サービス事業が 利用できます

介護予防・日常生活支援総合事業

利用までの手続きは…………… P18

利用できるサービスは…………… P35

要介護認定の更新手続きが必要です

初回認定の有効期間は、原則として申請日から6か月です。月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+6か月となります。

引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、始良市の窓口で更新の申請をしてください。更新の申請をすると、あらためて調査・審査、認定が行われます。更新認定の有効期間は、原則として前回有効期間満了日の翌日から12か月です。

■要介護認定の有効期間と更新の時期（月の途中で申請した場合）



要介護認定の有効期間内に心身の状態が悪化したらどうなるのでしょうか。

こたえ

有効期間内に心身の状態が悪化して、現在の要介護状態区分に該当しなくなった場合には、始良市の窓口で区分の変更を申請してください。手続きは初回と同じです。



認定を受けたあとに他市に引っ越しました。改めて申請からやり直さなければいけないのですか。

こたえ

原則として、他市区町村に引っ越しても以前に住んでいた市区町村で認定された要介護度にもとづいてサービスが利用できます。転出元と転入先の両方の市区町村の窓口で手続きをしてください。ただし、市区町村によっては利用できるサービスに差がある場合があります。

ケアプランの作成（要支援1・2、事業対象者）

地域包括支援センターでケアプランを作成

要支援1・2と認定された人は、介護予防サービスと始良市が行う介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

事業対象者と認定された人は、始良市が行う介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。どちらも地域包括支援センターが中心となってサポートします。

●介護予防ケアプラン・ケアプランの作成に利用者負担はありません。

令和6年4月から 介護予防ケアプランの作成を居宅介護予防支援事業者にも依頼できます。

地域包括支援センターまたは居宅介護予防支援事業者

要支援1・2の人

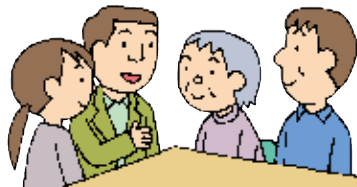
アセスメント

地域包括支援センターまたは居宅介護予防支援事業者が、本人や家族と話し合い、課題を分析し、ケアプランの原案を作成します。



サービス担当者会議

家族やサービス事業者を含めて話し合いをします。



介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、地域包括支援センターが作成します。

地域包括支援センター

介護予防・生活支援サービス事業対象者

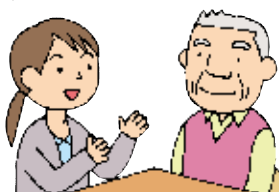
アセスメント

地域包括支援センターで、本人や家族と話し合い、課題を分析します。



サービス担当者会議

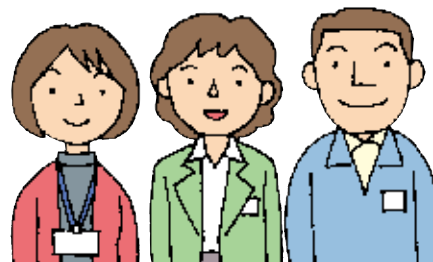
必要に応じて家族やサービス事業者を含めて話し合いをします。



● 地域包括支援センター

保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関です。

- 介護予防ケアマネジメント（自立した生活ができるよう支援します）
- 総合的な相談・支援（お困り事があったらご相談ください）
- 虐待防止などの権利擁護（みなさんの権利を守ります）
- ケアマネジャーへの支援（さまざまな方面から支えます）



介護予防ケアプランの作成

サービスの種類や回数を決定し、介護予防ケアプランを作成します。



サービス事業者と契約

介護予防サービスを利用

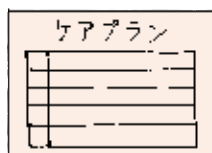
介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



P26～P33

ケアプランの作成

サービスの種類や回数を決定し、必要に応じてケアプランを作成します。



利用するサービスによって契約が必要

始良市が行う 介護予防・生活支援 サービス事業を利用

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



P34～P35

ケアプランの作成（要介護1～5の人）

居宅介護支援事業者または入所する施設で ケアプランを作成

要介護1～5と認定された人は、介護サービスが利用できます。在宅でサービスを利用する場合と施設に入所する場合で、ケアプランを作成する事業者が違います。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

要介護1～5の人

在宅でサービスを利用したい

居宅介護支援事業者に
ケアプラン作成を依頼



ケアプランの作成

居宅介護支援事業者

①利用者の現状を把握

ケアマネジャーが利用者と面接して問題点や課題を把握し、ケアプランの原案を作成します。

②サービス担当者との話し合い

ケアマネジャーを中心に、利用者本人や家族とサービス事業者が話し合い、原案について検討します。

施設へ入所したい

介護保険施設と契約

入所を希望する施設へ直接
申し込みます。



ケアプランの作成

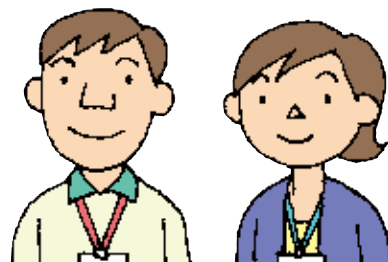
入所した施設で、ケアマネジャーが利用者にあつたケアプランを作ります。



ケアマネジャー（介護支援専門員）

ケアマネジャーは介護の知識を幅広く持った専門家で、次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じ、アドバイスをします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。



サービス事業者と契約

サービス事業者と契約します。



サービスの利用開始

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



P26～P33

③ケアプランを作成

話し合いをもとに原案を調整し、サービスの種類や利用回数などを盛り込んだケアプランを作り、利用者の同意を得ます。



サービスの利用開始

ケアプランにもとづいてサービスが提供されます。



P32





費用の一部を負担します

サービスを利用したら、かかった費用のうち、利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）をサービス事業者に支払います。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 (住民税非課税の人、生活保護受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担)

在宅サービスの費用

主な在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担の割合は1割、2割、または3割ですが、上限額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担となります。

■主な在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



※左記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費等の地域差に応じて限度額の加算が行われます。

※介護予防・生活支援サービス事業対象者は、原則として要支援1の限度額が設定されます。

■支給限度額が適用されないサービス（内容によっては支給限度額が適用される場合もあります）

要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。

①サービス費用の
1割、2割、または3割

+

②食費

+

③居住費等

+

④日常生活費
身の回り品の費用など

短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費も全額利用者の負担です。利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

【基準費用額：施設における1日当たりの食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額】

食 費：1,445円

居住費等：ユニット型個室…2,006円【2,066円】

令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。

【 】内が令和6年8月からの金額です。

ユニット型個室的多床室…1,668円【1,728円】

従来型個室…1,668円【1,728円】（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は1,171円【1,231円】）

多床室…377円【437円】（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は855円【915円】）

●低所得の人は食費と居住費等が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

■負担限度額（1日当たり） 令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。【 】内が令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階		食費		居住費等			
		短期入所サービス	施設サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円	300円	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (320円) 【550円】 【(380円)】	0円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	600円	390円	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (420円) 【550円】 【(480円)】	370円 【430円】
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,000円	650円	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 【(880円)】	370円 【430円】
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,300円	1,360円	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 【(880円)】	370円 【430円】

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

ただし、①②のいずれかの場合は、給付の対象になりません。

①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税

②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金等が

第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合

第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。



■利用者負担の上限（1か月）

区 分	負担の上限額(月額)
●課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
●課税所得380万円（年収約770万円）～ 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
●住民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
●世帯の全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
●前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額 の合計が80万円以下の人等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
●生活保護を受給している人等	15,000円（世帯）

■始良市に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。

介護保険と医療保険それぞれの月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一 般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

■毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

■支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

サービスに苦情や不満があるとき

サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者と相談しづらいときは、下のような相談先があります。

ケアマネジャーに相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。



始良市の介護保険 担当窓口相談

相談や苦情の内容をもとに、始良市で事業者を調査して指導します。



地域包括支援センターに相談

地域の高齢者を総合的に支援する地域包括支援センターでも相談を受け付けています。



国保連に相談

始良市での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、鹿児島県国民健康保険団体連合会に申し立てることができます。



契約するときの注意点は？

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などと契約を交わす際は、以下のようなことに注意しましょう。

契約の目的	契約の目的となるサービスが明記されていますか。
契約の当事者	利用者と事業者との間の契約になっていますか。
指定事業者	都道府県等から指定された事業者ですか。
サービスの内容	利用者の状況に合ったサービス内容や回数ですか。
契約期間	在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっていますか。
利用者負担金	利用者負担の金額や交通費の可否などの内容が明記されていますか。
利用者からの解約	利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されていますか。
損害賠償	サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されていますか。
秘密保持	利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっていますか。

※契約書には上の項目以外にもさまざまな項目があります。よく読み、不明なところは説明を受けて確認しましょう。





利用できるサービス

サービスを利用したときの利用者の負担は、記載しているサービス費用のめやすの1割、2割、または3割（くわしくはP22）です。

●掲載している金額のほかに、サービス内容や地域による加算などがあります。

令和6年4月から サービス費用のめやすが変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションについては、6月からの変更です。

■在宅サービス

訪問を受けて利用できるサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

要介護1～5の人

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

■サービス費用のめやす

身体介護中心（20分以上30分未満の場合）
▶2,440円

生活援助中心（20分以上45分未満の場合）
▶1,790円

※早朝、夜間、深夜などは加算あり

通院のための乗車または降車の介助
▶970円

※移送にかかる費用は別途自己負担

要支援1・2の人

要支援1・2の人が利用していた介護予防訪問介護は、「訪問型サービス」として始良市が行う介護予防・生活支援サービス事業に移行しました。くわしくはP35へ。



訪問入浴介護

要介護1～5の人

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、入浴介護が受けられます。

■サービス費用のめやす（1回につき）

12,660円



要支援1・2の人

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした入浴の支援が受けられます。

■サービス費用のめやす（1回につき）

8,560円

訪問リハビリテーション

要介護1～5の人

医師が必要と認めた場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションを受けられます。

■サービス費用のめやす（1回につき）

3,070円（令和6年6月から3,080円）

要支援1・2の人

医師が必要と認めた場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションを受けられます。

■サービス費用のめやす（1回につき）

3,070円（令和6年6月から2,980円）



訪問看護

要介護1～5の人

疾患等を抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。

■サービス費用のめやす

訪問看護ステーションからの場合（30分未満の場合）
▶ 4,700円（令和6年6月から4,710円）

病院または診療所からの場合（30分未満の場合）
▶ 3,980円（令和6年6月から3,990円）

要支援1・2の人

疾患等を抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。

■サービス費用のめやす

訪問看護ステーションからの場合（30分未満の場合）
▶ 4,500円（令和6年6月から4,510円）

病院または診療所からの場合（30分未満の場合）
▶ 3,810円（令和6年6月から3,820円）



居宅療養管理指導

要介護1～5の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。

■サービス費用のめやす

医師が行う場合（1か月に2回まで）
▶ 5,140円（令和6年6月から5,150円）

※単一建物居住者1人に対して行う場合

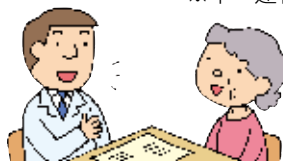
要支援1・2の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。

■サービス費用のめやす

医師が行う場合（1か月に2回まで）
▶ 5,140円（令和6年6月から5,150円）

※単一建物居住者1人に対して行う場合



施設に通って利用できるサービス

通所介護（デイサービス）

要介護1～5の人

通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

■サービス費用のめやす

通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合※送迎を含む

要介護1～5 ▶ 6,580円～11,480円



要支援1・2の人

要支援1・2の人が利用していた介護予防通所介護は、「通所型サービス」として始良市が行う介護予防・生活支援サービス事業に移行しました。くわしくはP35へ。

通所リハビリテーション（デイケア）

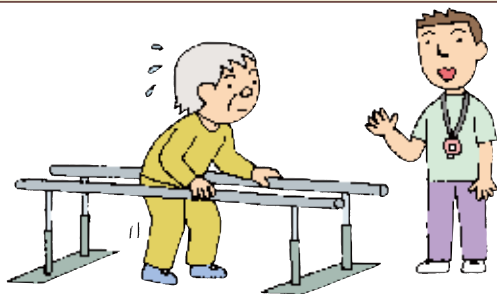
要介護1～5の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けられます。

■サービス費用のめやす

通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合※送迎を含む

要介護1～5 ▶ 7,570円～13,690円
(令和6年6月から7,620円～13,790円)



要支援1・2の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などのサービスや生活行為向上のための支援、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスを受けられます。

■サービス費用のめやす（月単位の定額）

【共通的服务】※送迎、入浴を含む

要支援1 ▶ 1か月20,530円(令和6年6月から22,680円)

要支援2 ▶ 1か月39,990円(令和6年6月から42,280円)

【選択的サービス】

運動器機能向上 ▶ 1か月2,250円
(令和6年5月まで)

栄養改善 ▶ 1か月2,000円

口腔機能向上 ▶ 1か月1,500円

選択的サービスを利用できます

介護予防通所リハビリテーションでは以下の選択的サービスが利用できます。利用者の目標に応じて単独、あるいは複数を組み合わせて利用します。

運動器機能向上

理学療法士などの指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。(令和6年5月まで)

栄養改善

管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

施設に短期間入所して利用できるサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

要介護1～5の人

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす（1日につき）

併設型・多床室の場合

要介護1～5 ▶ 6,030円～8,840円

要支援1・2の人

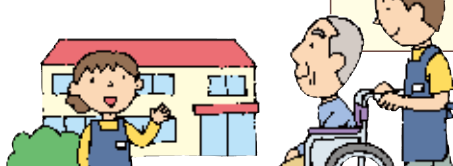
介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす（1日につき）

併設型・多床室の場合

要支援1 ▶ 4,510円

要支援2 ▶ 5,610円



短期入所療養介護（ショートステイ）

要介護1～5の人

介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

■サービス費用のめやす（1日につき）

多床室の場合

要介護1～5 ▶ 8,300円～10,520円

要支援1・2の人

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

■サービス費用のめやす（1日につき）

多床室の場合

要支援1 ▶ 6,130円

要支援2 ▶ 7,740円



在宅に近い暮らしをする

特定施設入居者生活介護

要介護1～5の人

有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、日常生活上の支援や介護を受けられます。

■サービス費用のめやす（1日につき）

要介護1～5 ▶ 5,420円～8,130円

要支援1・2の人

有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、日常生活上の支援や介護を受けられます。

■サービス費用のめやす（1日につき）

要支援1 ▶ 1,830円

要支援2 ▶ 3,130円



福祉用具を利用するサービス

福祉用具貸与

要介護1～5の人

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援1・2の人

福祉用具のうち介護の予防につながる品目の貸与が受けられます。

福祉用具貸与の対象

- 手すり★
(工事をともなわないもの)
- スロープ★◆
(工事をともなわないもの)
- 歩行器★◆
- 歩行補助つえ★◆
- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器はいかい
- 移動用リフト
(つり具の部分を除く)
- 自動排泄処理装置はいせつ
(原則として要介護4・5の人のみ)

令和6年4月から

次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。

◆印のついた福祉用具のうち、

- 固定用スロープ
 - 歩行器（歩行車を除く）
 - 単点杖（松葉杖を除く）と多点杖
- 購入する場合は、特定福祉用具販売として利用します。利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。

■ 要支援1・2および要介護1の人は、原則として★印の用具のみ保険給付の対象です。

■ 自動排泄処理装置のうち尿のみを吸引するものについては、要支援1・2、要介護1～3の人でも対象になります。

■ サービス費用のめやす

福祉用具の種類や事業者によって異なります。

特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）

申請が必要です！

要介護1～5の人

下記の福祉用具を都道府県などの指定事業者から購入したとき、費用が支給されます。

要支援1・2の人

介護の予防につながる下記の福祉用具を都道府県などの指定事業者から購入したとき、費用が支給されます。

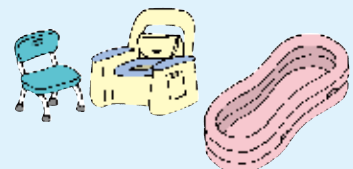
特定福祉用具販売の対象

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

令和6年4月から

福祉用具貸与の対象用具のうち、下記は購入して利用することもできます。

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉杖を除く）と多点杖



■ 事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されているので、購入の際は相談しましょう。

■ サービス費用について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて始良市に申請すると、一年度（4月～翌年3月）で10万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

住宅環境を整備するサービス

住宅改修費支給

事前の申請が必要です！

要介護1～5の人

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。

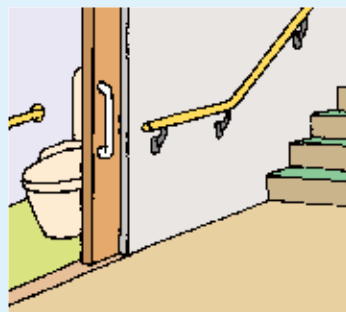
要支援1・2の人

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。

介護保険でできる住宅改修の例

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- 「段差解消」のためのスロープ設置など
- 滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
- 引き戸などへの「扉の取り替え」
- 洋式便器などへの「便器の取り替え」

※上記の改修にともなって必要となる工事も支給の対象になります。



■サービス費用について

いったん利用者が全額負担します。あとで始良市に申請すると、20万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

住宅改修利用の手順

1

家族や専門家などに相談

本人だけでなく家族で話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャーや理学療法士などの専門家に相談します。

2

始良市への事前申請／始良市の確認

提出書類

- 住宅改修が必要な理由書
- 工事費見積書
- 改修部分の日付入りの写真や図（改修後の完成予定の状態がわかるもの）
- 住宅所有者の承諾書（改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合） など



3

工事の実施

4

住宅改修費の支給申請（工事後）

提出書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
- 完成後の状態を確認できる書類（改修前、改修後の日付入りの写真を添付）

5

住宅改修費の支給

■施設サービス ※要支援1・2の人は利用できません。

施設に入所して利用するサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）



要介護1～5の人

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

※新規入所できるのは、原則として要介護3～5の人です。

■サービス費用のめやす（1日）

多床室の場合

要介護1～5 ▶ 5,890円～8,710円

介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護1～5の人

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

■サービス費用のめやす（1日）

多床室の場合

要介護1～5 ▶ 7,930円～10,120円

介護医療院

要介護1～5の人

長期の療養を必要とする人に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。介護療養型医療施設の転換施設です。

■サービス費用のめやす（1日）

多床室の場合

要介護1～5 ▶ 8,330円～13,750円

■地域密着型サービス

住み慣れた地域で利用するサービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人

要支援1・2の人

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

認知症対応型通所介護

要介護1～5の人

要支援1・2の人

認知症の人が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※要支援1の人は利用できません。

要介護1～5の人

要支援2の人

認知症の人が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護1～5の人

要支援1・2の人は利用できません

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

※新規入所できるのは、原則として要介護3～5の人です。

地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護1～5の人

要支援1・2の人は利用できません

定員が29人以下の小規模な介護専用型の有料老人ホームに入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。



看護小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人

要支援1・2の人は利用できません

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊を利用して介護や医療・看護のケアが受けられます。

夜間対応型訪問介護

要介護1～5の人

要支援1・2の人は利用できません

定期的な巡回や随時の通報による夜間専用の訪問介護が受けられます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護1～5の人

要支援1・2の人は利用できません

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、介護や看護、緊急時の対応などが受けられます。



地域密着型通所介護

要介護1～5の人

要支援1・2の人は利用できません

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。



介護が必要とならないために

介護が必要とならないようにするためには、早いうちから介護予防に取り組むことが大切です。介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、始良市が行う介護予防のサービスです。利用者の心身の状態などに合わせて「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。



いままで介護予防サービスで提供されていた「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」は、それぞれ「訪問型サービス」と「通所型サービス」として、介護予防・生活支援サービス事業からの提供になりました。

利用できる人

介護予防・生活支援サービス事業を利用できるのは…

●要支援1・2の人

●介護予防・生活支援サービス事業対象者

（窓口で相談に来た人や、要介護認定で非該当と判定された人のうち、基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人）

※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後や、介護予防・生活支援サービス事業を利用した後でも、要介護認定を申請することができます。

※40～64歳の人介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合は、要介護認定を申請して要支援1・2と認定される必要があります。



一般介護予防事業を利用できるのは…

●65歳以上ならだれでも利用できます

※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。



フレイルとは？

「フレイル」とは、高齢期に心身の機能が衰えた状態をいいます。「健康な状態」と「介護が必要な状態」の中間の段階で、要介護になる危険があります。しかし、早めに生活習慣を見直せば、健康な状態に戻ることができます。

利用できるサービス

●介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

既存のサービス事業者による、これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

多様なサービス

- おもに民間企業による掃除・洗濯などの生活援助など



通所型サービス

既存のサービス事業者による、これまでの介護予防通所介護に相当するサービス

- ①健康管理
 - ②機能訓練や体操などの運動
 - ③リハビリテーション
- 等、フレイル予防の提供

多様なサービス

- おもに民間企業とボランティアの補助によるミニデイサービス、運動、レクリエーション活動など
- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス



●一般介護予防事業

- 閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。
- フレイルに関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。
- 地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。
- 介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加します。

介護予防把握事業

介護予防普及啓発事業

地域介護予防活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業

地図付き事業所検索「ちずプラ」



パソコンやスマートフォンから始良市の介護事業所が検索できます。

【お問い合わせ】

〒899-5492 始良市宮島町25番地

- 始良市役所 長寿・障害福祉課介護保険係……………☎55-8149
- 始良市地域包括支援センター……………☎64-5537



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。